

○恵庭市起業支援事業補助要綱

平成28年5月13日

(目的)

第1条 この要綱は、恵庭市内において新たに開業する事業者に対し予算の範囲内において補助（以下「補助」という。）し、起業者の支援を行うことにより、もって市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「開業」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。
- (2) 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該法人が事業を開始すること。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 補助申請時に恵庭市民であること又は開業後若しくは申請後の3月以内に移住すること。
- (2) 恵庭市内において開業すること（市内外、法人、個人を問わず、一度でも開業したことのある者を除く。）。
- (3) 補助申請時において市税を完納していること。

(補助要件)

第3条 この要綱により補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 対象店舗を開業した後、6月以上継続して営業できること。
- (2) 次に掲げる事業でないこと。
 - ア 公序良俗に反する事業
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業
 - ウ その他市長が適当でないとする事業

- (3) 補助対象者が直接、事業又は営業に携わること。
- (4) 市内外からの移転による、又は2店目（市内外を含む。）以降の開業でないこと。
- (5) 以前にこの要綱による補助を受けていないこと。

2 補助対象事業は前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件のいずれかを備えていなければならない。

- (1) 恵庭市の地域資源を活用した事業を行い、地域経済の循環を促進すること。
- (2) 既存商店街にある空き店舗で事業を営み、対象店舗の属する商店街で商店会に協力すること。
- (3) 補助申請時に恵庭市内の大学及び専門学校に通学する学生（卒業直後を含む。）又は若者（40歳未満の者をいう。以下同じ。）の開業であること。
- (4) 「起業ネットワーク恵庭」又は市が開催する起業塾（次年度以降に開催するものを含む。）に参加する又は参加したことがあること。
- (5) 「恵庭市農商工等連携推進ネットワーク」に加入し、市内の農商工連携の取組に寄与すること。
- (6) 「恵庭商工会議所」の会員となること。
- (7) 「起業ネットワーク恵庭」の会員となること。
- (8) 市内の金融機関又は株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫等」という。）から創業に必要な資金の融資を受けていること（申請中も含む。）。
- (9) 恵庭市が行う起業・事業承継個別相談会に、原則2回以上参加すること（参加日は補助金申請日の属する年度の前年度の4月1日から補助金申請日より原則6か月先の日までの間とする。）。

（補助の種類、対象経費及び補助額の算定方法）

第4条 補助の種類、対象経費及び補助額の算定方法は次の表に掲げるとおりとし、予算の範囲内において決定するものとする。ただし、国、北海道等の空き店舗対策、起業支援制度等により補助金を受けている場合は、補助対象としない。

種類	対象経費	補助額の算定方法
----	------	----------

店舗取得費補助	店舗に係る建物及び土地の取得費 (仲介手数料等売買借契約に関する諸費用を除く。)	店舗取得費補助、家賃補助及び起業支援補助の対象経費を合計した額を補助対象経費とし、当該補助対象経費の2分の1を補助額とする。
家賃補助	家賃及び駐車場に係る賃借料(敷金、礼金、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸費用を除く。)	
起業支援補助	店舗改修費、設備購入費又は設備に係るリース料(購入費及びリース料は、備品を除く。)、申請手続に要する経費、ITツール(ソフトウェア、サービス等をいう。)導入に係る経費及び広告宣伝に要する経費	

2 前項に規定する補助額の上限は、50万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請する者は、恵庭市補助金等交付規則(平成12年規則第8号。以下「補助金等交付規則」という。)に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実態が分かる書類(個人にあつては開業届など、法人にあつては登記事項証明書など)
- (2) 同意書(個人にあつては様式第1号及び様式第1号の2、法人にあつては様式第1号及び様式第1号の2及び様式第1号の3)
- (3) 確約書(様式第2号)
- (4) 事業計画書及び経費内訳書(様式第3号)
- (5) 当該店舗の物件及びその賃借料が明記された書類
- (6) 住民票(移住予定の場合は移住後に提出するものとする。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合に該当する場合は当該各号に掲

げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 恵庭市の地域資源を活用した事業を行い、地域経済の循環を促進する場合 地域資源活用事業計画書（様式第4号）
- (2) 既存商店街にある空き店舗で事業を営み、対象店舗の属する商店街で商店会に協力する場合 商店会の加入申請書の写し
- (3) 開業後又は申請後の3月以内に移住する場合 移住誓約書（様式第5号）
- (4) 補助申請時に恵庭市内の大学及び専門学校に通学する学生（卒業直後を含む。）である場合 在学証明書又は卒業証明書
- (5) 若者である場合 生年月日を確認できる書類の写し
- (6) 恵庭市内で開催する起業塾に参加する場合 起業塾参加誓約書（様式第6号）
- (7) 「恵庭市農商工等連携推進ネットワーク」に加入し、市内の農商工連携の取組に寄与する場合 恵庭市農商工等連携推進ネットワーク入会申込書の写し
- (8) 「恵庭商工会議所」の会員となる場合 恵庭商工会議所入会申込書の写し
- (9) 「起業ネットワーク恵庭」の会員となる場合 起業ネットワーク恵庭入会申込書の写し
- (10) 公庫等から創業に必要な資金の融資を受けている場合 融資を受けていること又は申請中であることが確認できる書類の写し
- (11) 申請日後6か月以内に行われる「起業・事業承継個別相談会」に参加する場合 起業・事業承継個別相談会参加誓約書（様式第7号）

3 市長は、前2項に掲げる書類のうち必要がないと認めるものについては、添付を省略させることができる。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに、第3条第2項第2号に規定する場合は当該空き店舗の存する商店会の意見を聞いた上で補助事業の可否を決定し、補助金等交付規則に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を受けた者が虚偽その他の不正行為により認定を受けた場合又は補助条件要件等に違反があった場合は、補助の決定を取り消すことができるものとする。

(報告及び補助金の請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、事業実施後、速やかに補助金等交付規則に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 当該賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 第4条に規定する店舗取得費補助に係る経費を支払ったことを証する書類
- (3) 第4条に規定する家賃補助に係る賃料を支払ったことを証する書類
- (4) 第4条に規定する起業支援補助に係る経費を支払ったことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、補助金交付決定者は第4条に規定する対象経費を複数回に分割して支払う場合にあつては、概算交付を受けることができるものとする。この場合において、補助金交付決定者は、対象経費の支払いが完了するごとに、補助金等交付規則に規定する補助金等概算額交付申請書に前項に規定する書類を添付して市長に提出するものとする。

(補助対象事業の補助金交付決定の前の着手)

第8条 市長は、申請者がやむを得ない事情により補助金の交付決定の前に事業に着手したときは、その状況を勘案し、補助金の交付決定の前の事業着手であっても補助金の目的に合致することを審査した上で、交付決定を行うものとする。

(補助金の経理等)

第9条 補助金交付決定者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第10条 補助金交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(様式第8号)を備え、その保存状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 補助金交付決定者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過

する日以前に、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、取得財産の処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加額が50万円未満のものはこの限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助金交付決定者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができるものとする。

（補助事業完了後の経過報告）

第12条 補助金交付決定者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度終了後30日以内に、補助事業の完了した日の属する翌会計年度の年度末時点又は直近の決算期末時点における補助事業の実施状況について、補助事業経過報告書（様式第10号）により市長に報告しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、補助金等交付規則によるものとし、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から実施し、平成28年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月30日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市起業支援事業補助要綱の規定（第11条第2項の規定を除く。）は、平成28年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年11月8日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市起業支援事業補助要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から実施し、この要綱による改正後の恵庭市起業支援事業補助要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月18日から実施し、令和6年4月1日から適用するものとする。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の恵庭市起業支援事業補助要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に提出された補助金交付申請書について、新要綱第12条中「補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度終了後30日以内に、補助事業の完了した日の属する翌会計年度の年度末時点」とあるのは「令和5年度終了後30日以内に、令和5年度末時点」と読み替えるものとする

